

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	25,536千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	503,406千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	128,516	61,955	30,583		3,150	32,828
	老人福祉事業	44,144	1,990	265	1,760	3,513	36,616
	母子福祉事業	6,053	2,017			353	3,683
	福祉医療事業	20,318		6,106	643	1,188	12,381
	児童福祉事業	35,400	24,455	5,480		479	4,986
	生活保護事業	75,095	56,321		120	1,633	17,021
	小計	309,526	146,738	42,434	2,523	10,316	107,515
社会保険	国民健康保険事業	68,230	3,373	14,266		4,429	46,162
	介護保険事業	97,799	992	496		8,562	87,749
	小計	166,029	4,365	14,762		12,991	133,911
保健衛生	予防事業	10,030			50	874	9,106
	保健事業	13,087		184	1,341	1,012	10,550
	母子保健事業	4,734	540	270	10	343	3,571
	小計	27,851	540	454	1,401	2,229	23,227
合計	503,406	151,643	57,650	3,924	25,536	264,653	